

住民訴訟に係る判決確定について

令和5年2月12日より係争中でありました住民訴訟の結果について、ご報告します。
なお、この住民訴訟は、松戸市が原告に公金で49,960円を賠償したことに対し、当時の指導課長の職務上の誤りが重過失であると司法の判断があったため、『松戸市の損害を当時の指導課長個人に請求すること』等が命じられたものです。

●事件名

損害賠償等請求事件（住民訴訟）

●今回の損害賠償等請求事件（住民訴訟）事件の当事者

原告 松戸市民（個人1名）、被告 松戸市長

●事件の概要・経過

◆ 今回の損害賠償等請求事件（住民訴訟）の前提となる国家賠償請求訴訟 （平成31年1月4日提訴、令和4年1月28日判決確定）

- 原告が、松戸市教育委員会に対し公文書開示請求を行い、それに対する松戸市教育委員会の4回の公文書非開示決定に関し、原告の知る権利等が侵害されたとして、原告が国家賠償請求訴訟を提訴し、うち2回の非開示決定（理由は、存否応答拒否）は適法とされたが、その他2回の非開示決定（理由は、文書不存在）が違法とされ、市は原告に49,960円を賠償した（令和4年2月28日原告に賠償）。

※存否応答拒否とは、公文書の有無を答えることが結果的に開示できない情報を公にすることとなる場合をいう。

◆ 住民訴訟（令和5年2月12日提訴）

- 原告は、この国家賠償請求訴訟の結果に基づく賠償を受け、
『松戸市長が、松戸市教育委員会前教育長及び平成28年度当時の指導課長に対し、
① 国家賠償法第1条第2項に基づき49,960円と遅延損害金を求償すること
② 当該求償に係る訴訟で市が負担することとなる弁護士費用を請求すること』
を求めるとともに、これらの請求を市長が怠ることの違法確認を求める旨の住民訴訟を松戸市長を相手に提訴。

◆ 第1審判決（令和6年1月30日判決）

◆ 控訴審判決（令和6年8月8日判決）

- 第1審、控訴審ともに『市長が、当時の指導課長に対し49,960円と遅延損害金を請求しないことは違法である、当時の指導課長に対し49,960円と遅延損害金を請求すること』を命じられた（市一部敗訴）。
原告のその他の請求（前教育長への求償、弁護士費用の請求等）は、棄却・却下。

◆ 上告受理申立（令和6年8月27日申立）

- 控訴審判決を受け、市は判決を不服として最高裁判所へ上告受理申立を行った。

◆ 最高裁判所の決定（令和7年1月16日決定）

- 市による上告受理申立は、法令の解釈に関する重要な事項を含まないとして民事訴訟法の要件に該当しないと決定され、令和7年1月17日（金）に最高裁判所から上告受理申立を認めない旨の決定通知の送達があり、第1審、控訴審の判決が維持されました。



● **今後の予定**

- ・判決が確定したことにより、確定日から60日以内の日を支払期限として、市長から当時の指導課長に対し、49,960円と遅延損害金の請求を行います。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356 京葉ガスF松戸ビル6階
松戸市教育委員会 学校教育部 児童生徒課
☎047-366-7461 FAX047-361-6511
✉ mcjidouseito@city.matsudo.chiba.jp